

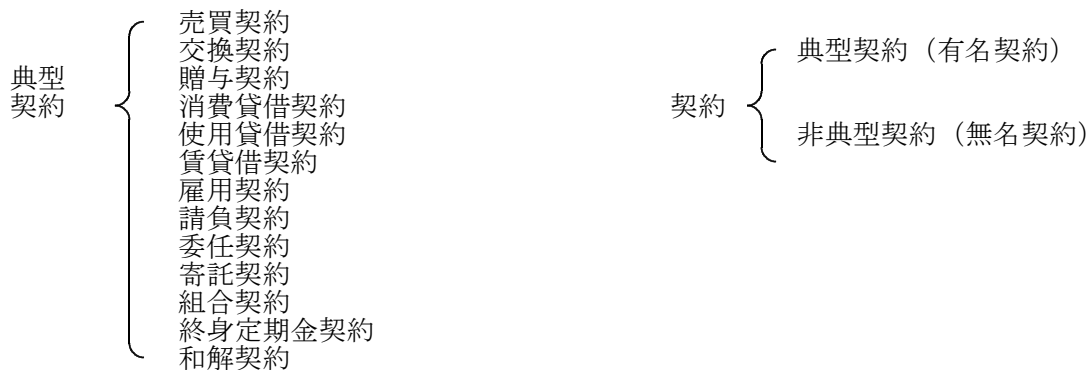
第5部 債権各論

1. 契約

■ 87-1 契約

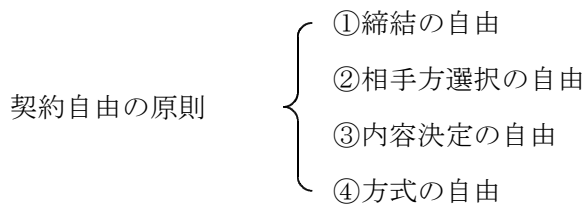
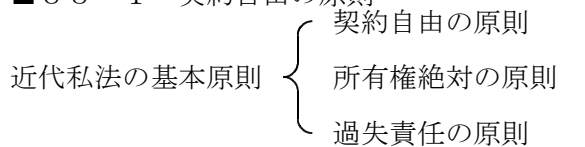
【契約】原則として二人以上の人の申込みと承諾という相対立する意思表示が合致したものであり（合意）、それによって彼ら相互間に権利・義務が発生するもの。

【事例】AがBに対してカメラを売ってくれと意思表示（申込み）をし、Bが売るという意思表示（承諾）をすればAB間に当該カメラに関しての売買契約が成立する。その結果、AはBに対しカメラの引渡しをもとめる権利と代金を支払う義務が発生する。一方BはAに対し代金を請求する権利とカメラを引き渡す義務が発生する。



【契約自由の原則】上記13種類の契約だけでなく、どんな契約を結ぼうが原則として当事者の自由であること。

■ 88-1 契約自由の原則

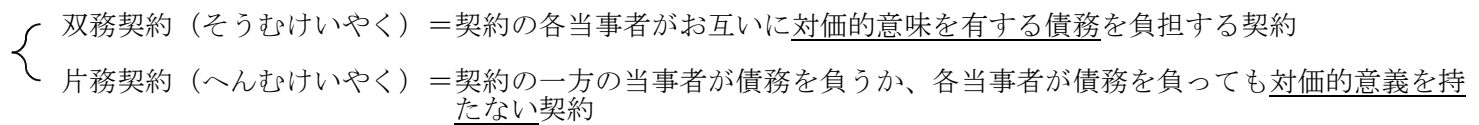
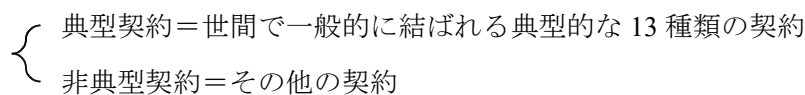


■ 88-2 契約自由の原則の制限

【符合契約】相手当事者（大企業など）が一方的定型的に定められた契約内容に従わざるを得ない契約

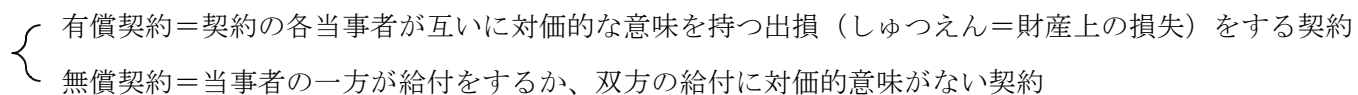
【普通契約約款】多数の者との間で同種の取引を行う場合の営業取引上の契約。電力会社、ガス会社、鉄道会社等。

■ 89-1 契約の分類法

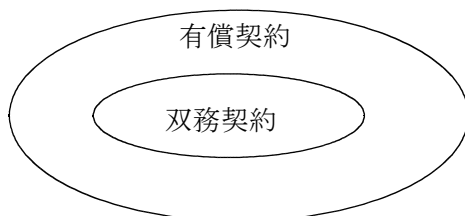


\* 対価的意味＝双務契約である売買契約で、売主には目的物を引き渡すべき債務が、買主には目的物の代金を支払うべき債務が発生しする。売主は買主が代金を支払ってくれるので目的物を引き渡すことができ、買主は売主が目的物を引き渡してくれるので代金を支払うことができる。この様な両方の債務を対価的意味があると呼ぶ。

\* 片務契約である贈与契約は、贈与義務者には目的物を贈湯尾する債務が生じるが、相手方にはそれと対価的意味を有する債務は生じない。



\* 双務契約はすべて有償契約だが、有償契約のすべてが双務契約ではない。



ノ成契約＝意思表示の合致のみで成立する契約  
要物契約＝当事者の合意のほか、物の引渡しその他の給付がなければ成立しない契約

要式契約＝契約の成立に一定の方式を要する契約  
不要式契約＝契約の成立に一定の方式を要しない契約

### 3. 契約成立の要件

契約は申込みと承諾の合致によって成立する。

#### ① 申込み

契約の成立を意図する申込者の意思表示。  
申込みが相手方に到達する前に申込者が死亡した場合、  
その意思表示が到達すれば効力が生じる。(97条2項)  
承諾期間を定めと申込みをした場合は取消しができない。(521条)  
承諾期間を定めず隔地者に申込みをした場合は、  
申込者が承諾の通知を受けるための相当な期間は撤回ができない。(524条)

#### ② 承諾

申し込みの内容を結合して契約を成立させる意思表示。  
承諾期間内に到達しなければ申込みは効力を失う。(521条)  
ただし、遅延した承諾を申込者は新たな申込みとみなすこともできる。  
(523条)

承諾方法は自由。  
隔地者間の契約の場合、承諾を発信したときに成立する。(526条)

### 4. 懸賞広告

一定の指定した行為をした者に対して、  
一定の報酬を与えるという意味を広告で表示したもの。(529条)  
特に規定がない場合、  
最初に完了した者だけが報酬請求権を取得する。(531条)